

こんにちは 家畜保健衛生所です

令和6年3月

令和6年4月から

！！BSE検査の対象が変更されます！！

BSEサーベイランスの対象牛（改正後）

【全月齢】

- ・ 特定症状※1を呈する牛
- ・ 特定症状以外のBSEが否定できない症状※2を呈する牛

※1

興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

※2

犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの
（感染性、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

【96か月齢以上の一般的な死亡牛】



の検査は対象外になります



—————死亡牛搬入時のお願い—————

- ・ 混雑等を避けるため必ず事前にご連絡下さい

家畜保健衛生所 業務第二課
〒639-2204 御所市南十三152-1
TEL 0745-62-2440 FAX 0745-62-8771

- ・ 搬入時には死亡診断書を持参してください
※診断書が持参できない場合は、事前にご連絡頂いた際に、必ず【死亡牛の月齢】【死因】【耳標番号】を伝えてください